

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託 (農林水産経営支援課) 一
- 林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託 () 一
- 農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託 () 二
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 二
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 二
- 港湾隣接地域の変更 (港湾課) 二
- 海岸保全区域の変更指定 () 三
- 港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 () 四
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (二件) (都市計画課) 五
- 県営住宅等の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (二件) (住宅課) 五
- 開発行為に関する工事の完了 (三件) (建築宅地課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (教育庁教育企画室) 六
- 阿武隈川寺島事件審理の開始 (収用委員会) 七

告 示

○宮城県告示第三百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二三〇〇四〇一	パン工房いそつぼ 栗原市一迫柳目字曾根要害二十四	共同生活援助	社会福祉法人 栗原秀峰会	平成二十八年四月一日
○四二二三〇〇四一九	くりこま「ゆめ工房」 栗原市栗駒岩ヶ崎土川十五	共同生活援助	社会福祉法人 栗原秀峰会	平成二十八年四月一日
○四二二三〇〇四二七	すぶりんぐ 栗原市若柳字川北中町七十三	共同生活援助	社会福祉法人 栗原秀峰会	平成二十八年四月一日

○宮城県告示第三百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

角田市梶賀字高畑北百五十三番地

仙南中央森林組合

柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一

川崎町森林組合

伊具郡丸森町字田町南一番地の一

丸森町森林組合

白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六

白石蔵王森林組合

黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三

黒川森林組合

仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一

宮城中央森林組合

大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一

大崎森林組合

栗原市栗駒桜田街道西十一番地の九十六

栗駒高原森林組合

登米市登米町大字日根牛小池百番地

登米町森林組合

登米市津山町柳津字小麻七十八番地

津山町森林組合

本吉郡本吉町坊の倉八番地の一

本吉町森林組合

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

気仙沼市森林組合

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三

南三陸森林組合

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

石巻地区森林組合

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

宮城県森林組合連合会

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

宮城県木材協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

みやぎ仙南農業協同組合

栗原市志波姫堀口見渡二番地一

栗っこ農業協同組合

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
江合川左岸2期	県営かんがい排水事業	平成二十八年三月十六日

○宮城県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市北上町十三浜字小泊四四の一、五五の一三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第四百二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第五十七号で指定した仙台塩釜港（仙台港区）仙台市蒲生地区に係る港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更年月日

平成二十八年四月十二日

二 変更後の区域

1 仙台市蒲生地区

(一) 地域の表示

基点一から基点八まで順次結んだ線、基点八から水際線に沿って基点九を結んだ線及び基点九と基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基準点及び基点の表示

基準点 仙台市蒲生字町八八番地内仙塩釜港仙塩釜港区南防波堤東側基部（北緯三八度一五分五六秒、東経一四一度一分四九秒）

基点一 基準点から二二一度四七分二九秒六三八・六九メートルの地点

基点二 基点一から二二〇度〇〇分〇〇秒三六一・二七メートルの地点

基点三 基点二から二一八度〇〇分〇〇秒一四四・六九メートルの地点

基点四 基点三から三〇七度〇六分二二秒一九・二〇メートルの地点

基点五 基点四から二一六度三四分五二秒一・四〇メートルの地点

基点六 基点五から二二七度〇六分二二秒一九・一六メートルの地点

基点七 基点六から二一八度〇〇分〇〇秒七七一・四一メートルの地点

基点八 基点七から一一二度〇〇分〇〇秒六二・〇〇メートルの地点

基点九 基点八から八四度二〇分五八秒四四・五二メートルの地点

○宮城県告示第四百三三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十九年宮城県告示第三百七十六号で指定した宮城県仙塩釜港仙塩釜港仙塩釜港区海岸蒲生地先海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙塩釜沿岸仙塩釜港仙塩釜港区海岸蒲生地先海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点三十九まで順次結んだ線、基点三十九と補助点一を結んだ線、補助点一と補助点二を結んだ線、補助点二と基点四十を結んだ線及び基点四十と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 仙台市蒲生字町八八番地内仙塩釜港仙塩釜港区南防波堤東側基部（北緯三八度一五分五六秒、東経一四一度一分四九秒）

基点一 基準点から二二一度四七分三九秒六三八・六九メートルの地点

基点二 基点一から二二〇度〇〇分〇〇秒三六一・二七メートルの地点

基点三 基点二から二一八度〇〇分〇〇秒一四四・六九メートルの地点

基点四 基点三から三〇七度〇六分二二秒一九・二〇メートルの地点

基点五 基点四から三七度〇六分二二秒一・一〇メートルの地点

基点六 基点五から三〇七度〇六分二二秒一三・七九メートルの地点

基点七 基点六から二五八度三六分二二秒三五・二九メートルの地点

基点八 基点七から二一六度五〇分一六秒〇・六九メートルの地点

基点九 基点八から三〇六度五〇分一六秒二・二〇メートルの地点

基点十 基点九から二二八度四一分五七秒一三・五二メートルの地点

基点十一 基点十から二二五度二六分〇二秒四三・二九メートルの地点

基点十二 基点十一から三〇六度五〇分一六秒〇・六五メートルの地点

基点十三 基点十二から二一六度五〇分一六秒一二・七七メートルの地点

基点十四 基点十三から二二四度〇一分〇七秒四・〇三メートルの地点

基点十五 基点十四から二三八度二二分四八秒四・〇三メートルの地点

基点十六 基点十五から二二五度四四分三〇秒四・〇三メートルの地点

基点十七 基点十六から二六七度〇六分一一秒四・〇三メートルの地点

基点十八 基点十七から二七四度一七分〇二秒一・六七メートルの地点

基点十九 基点十八から一八四度一七分〇五秒一八・三〇メートルの地点

基点二十 基点十九から一一三度〇一分〇〇秒〇・八九メートルの地点

基点二十一 基点二十から一二六度三四分〇七秒二一・九九メートルの地点

基点二十二 基点二十一から七三度三五分一五秒三・七五メートルの地点

基点二十三 基点二十二から六四度五八分四八秒三・七五メートルの地点

基点二十四 基点二十三から三三五度三三分三八秒三・〇〇メートルの地点

基点二十五 基点二十四から六四度五七秒五・七八メートルの地点

基点二十六 基点二十五から五〇度五三分三六秒一一・五六メートルの地点

基点二十七 基点二十六から三六度五〇分一三秒五・七八メートルの地点

基点二十八 基点二十七から三六度五〇分一〇秒一二・七七メートルの地点

基点二十九 基点二十八から三〇六度五〇分一六秒四・五二メートルの地点

基点三十 基点二十九から二二四度二分二七秒二三・六二メートルの地点

基点三十一 基点三十から二六度〇二分一八秒二〇・三六メートルの地点

基点三十二 基点三十一から二八度三一分二五秒四・八八メートルの地点

基点三十三 基点三十二から三六度五〇分一六秒七・七六メートルの地点

基点三十四 基点三十三から七八度三六分二二秒三三・三七メートルの地点

基点三十五 基点三十四から一二七度〇六分二二秒二二・二一メートルの地点

基点三十六 基点三十五から三七度〇六分一七秒一〇メートルの地点

基点三十七 基点三十六から二七度〇六分二二秒一〇八・四五メートルの地点

基点三十八 基点三十七から二一八度〇〇分〇〇秒七・六一メートルの地点

基点三十九 基点三十八から一一二度〇〇分〇〇秒六・二〇メートルの地点

基点四十 補助点二から四〇度四四分四二秒四五三・八六メートルの地点

補助点一 基点三十九から九七度三〇分〇〇秒八二・〇〇メートルの地点

補助点二 補助点一から三五度五七分三四秒七九八・四三メートルの地点

○宮城県告示第四百四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十八年宮城県告示第四百三号で指定した宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港仙台港区海岸蒲生地区海岸蒲生地先海岸のうち、仙台塩釜港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 海岸の名称

宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港仙台港区海岸蒲生地区海岸蒲生地先海岸

二 区域

1 区域の表示

基点一から基点三十九まで順次結んだ線、基点三十九と補助点一を結んだ線、補助点一と補助点二を結んだ線、補助点二と基点四十を結んだ線及び基点四十と基点一を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を除いた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 仙台市蒲生字町八八番地内仙台塩釜港仙台港区南防波堤東側基部（北緯三八度一五分五六秒、東経一四一度〇一分四九秒）

基点一 基準点から二一一度四七分三九秒六三八・六九メートルの地点

基点二 基点一から二二〇度〇〇分〇〇秒三六一・二七メートルの地点

基点三 基点二から二一八度〇〇分〇〇秒一四四・六九メートルの地点

基点四 基点三から三〇七度〇六分二二秒一〇八・四七メートルの地点

基点五 基点四から三七度〇六分二二秒一・一〇メートルの地点

基点六 基点五から三〇七度〇六分二二秒一三・七九メートルの地点

基点七 基点六から二五八度三六分三二秒三五・二九メートルの地点

基点八 基点七から二一六度五〇分一六秒〇・六九メートルの地点

基点九 基点八から三〇六度五〇分一六秒二・二〇メートルの地点

基点十 基点九から二二八度四一分五七秒一三・五二メートルの地点

基点十一 基点十から二二五度二六分〇二秒四三・二九メートルの地点

基点十二 基点十一から三〇六度五〇分一六秒〇・六五メートルの地点

基点十三 基点十二から二一六度五〇分一六秒一二・七七メートルの地点

基点十四 基点十三から二二四度〇一分〇七秒四・〇三メートルの地点

基点十五 基点十四から二三八度二二分四八秒四・〇三メートルの地点

基点十六 基点十五から二五二度四四分三〇秒四・〇三メートルの地点

基点十七 基点十六から二六七度〇六分一一秒四・〇三メートルの地点

基点十八 基点十七から二七四度一七分〇二秒一・六七メートルの地点

基点十九 基点十八から一八四度一七分〇五秒一八・三〇メートルの地点

基点二十 基点十九から一三一度〇一分〇〇秒〇・八九メートルの地点

基点二十一 基点二十から一二六度三四分〇七秒二一・九九メートルの地点

基点二十二 基点二十一から七三度三三分一五秒三・七五メートルの地点

基点二十三 基点二十二から六四度五八分四八秒三・七五メートルの地点

基点二十四 基点二十三から三三五度三三分三八秒三・〇〇メートルの地点

基点二十五 基点二十四から六四度五七分〇〇秒五・七八メートルの地点

基点二十六 基点二十五から五〇度五三分三六秒一一・五六メートルの地点

基点二十七 基点二十六から三六度五〇分一三秒五・七八メートルの地点

基点二十八 基点二十七から三六度五〇分一〇秒一二・七七メートルの地点

基点二十九 基点二十八から三〇六度五〇分一六秒四・五二メートルの地点

基点三十 基点二十九から二二四度二分二七秒二三・六二メートルの地点

基点三十一 基点三十から二六度〇二分一八秒二〇・三六メートルの地点

基点三十二 基点三十一から二八度三一分二五秒四・八八メートルの地点

基点三十三 基点三十二から三六度五〇分一六秒七・七六メートルの地点

基点三十四 基点三十三から七八度三六分二二秒三二・三七メートルの地点

基点三十五 基点三十四から二二七度〇六分二二秒一二・二一メートルの地点

基点三十六 基点三十五から三七度〇六分一七秒一・〇〇メートルの地点

基点三十七 基点三十六から二二七度〇六分二二秒一〇八・四五メートルの地点

基点三十八 基点三十七から二一八度〇〇分〇〇秒七・一六・四一メートルの地点

基点三十九 基点三十八から一一二度〇〇分〇〇秒六二・〇〇メートルの地点

基点四十 補助点二から四〇度四四分四二秒四五三・八六メートルの地点

補助点一 基点三十九から九七度三〇分〇〇秒八二・〇〇メートルの地点

補助点二 補助点一から三五度五七分三四秒七九八・四三メートルの地点

○宮城県告示第四百五号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

1 種類 石巻広域都市計画緑地

2 名称 七号 防災緑地一号

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六号

塩竈市から塩塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 港町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百五十八号）第百五十八条第一項の規定により、普通県営住宅及びこれに附帯する駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

宮城県住宅供給公社

一 委託期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百五十八号）第百五十八条第一項の規定により、改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅並びにこれに附帯する駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

宮城県住宅供給公社

一 委託期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 栗原市大字築館字照越宮田二十番二の一部、二十番三、二十一番二の一部、二十一番三、二十九番三の一部、二十九番四、三十三番二の一部、三十三番三、三十四番一、三十四番二の一部、三十四番四の一部、八十番四の一部、八十番五、八十一番二の一部、八十一番三、二十一番三地の先の道、同字照越町田百二番二の一部、百二番三、百三番一の一部、百三番三の一部、百六番三の一部、同

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月十二日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十五番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

有限会社アオイ商事

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十五番地一

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年四月十二日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
本吉郡南三陸町歌津字管の浜十八番一、十八番八の一部、十九番三の一部、二十二番一の一部、二十三番一、同字峰畑九十四番二十二の一部、九十四番二十六の一部、百番の一部、百二番二の一

字照越古屋敷二十六番三の一部、二十六番四、二十六番五の一部、二十六番六、二十九番三の一部、二十九番四、六十二番三、六十二番四の一部、六十二番五の一部、六十三番一、六十三番三の一部、六十五番一の一部、六十五番二の一部、六十五番七、同字萩沢土橋三十二番十三の一部、九十八番、九十九番、百番、百一番、百二番、百三番、百四番一、百四番二、百七番二、百九番一、百十番、百十一番、百十四番一、百十四番十九の一部、百十四番二十二、百十五番、百十六番一、九十八番地先の水、百十五番地先の道
栗原市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 学校運営支援統合システム(教務支援システム) 運用保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年三月二十九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 アルプ株式会社 東京都千代田区平河町二丁目二番十号

五 契約金額 九千二百二十八万八千三百七十六円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第二号該当

部、百二番三の一部、百三番の一部、百四番二の一部、百四番五の一部、百五番一の一部、百六番六の一部、百七番二の一部、百八番一の一部、百八番二の一部、百九番一の一部、百九番三の一部、百九番四の一部、百九番五の一部、百十二番九の一部、百十二番十の一部、百十二番十一の一部、百十二番十四、百十二番十八の一部、百十二番三十九の一部、百十二番四十の一部、百十二番四十一、百十二番四十五の一部、百十五番の一部、百十六番二の一部、百十六番三の一部、百十六番六の一部、百十八番一の一部、百十九番、百二十一番、百二十二番一の一部、百二十二番四の一部、百四十四番の一部、百番地先の水の一部、百一番地先の道の一部
南三陸町

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第一号

国土交通大臣起業の一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事（左岸・宮城県岩沼市寺島字川向地内から同市寺島字川向地先河川敷地まで、右岸・宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈潟地先河川敷地から同町荒浜字山神地先河川敷地まで）及びこれに伴う県道付替工事に係る土地収用事件（阿武隈川寺島事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十八年四月十二日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 日時 平成二十八年五月三十日（月）午後二時から
- 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等